

鳥取農政懇話会報



N0.57

中山間地域特集

2009年7月

中山間地域振興対策について

— 会員による意見発表 —



日本の棚田百選に選ばれた岩美町横尾の棚田風景

(撮影者：福田陽一氏)

卷頭言

“平成の農地改革” 農地法の改正を機に農業再生を！

会員 近藤 元

このたび県内の過疎化が進むある地域を訪れた。田んぼはどうかと目をやると、所々に遊休農地が見られるものの山あいの水田は田植えを終えて光輝き、ほっとさせられた。と同時に、中山間地農家の米づくりに対するたゆまぬ嘗みに頭の下がる思いがした。

今、米の生産調整の見直しをはじめとする農政改革について議論が盛んに進められ、今国会で審議中の『平成の農地改革』といわれる農地法の改正等関連法案もその一つである。今回の改正は、世界的な食料需給が逼迫の度を増す中で、日本の食料供給力を強化するため、その生産基盤であり、かつ多面的機能を併せ持つ農地の確保と利用促進を目指すものである。

特に注目すべきは、制度の基本が「所有」から「利用」にシフトされ、利用権の取得によって一般企業も担い手

と同等の資格で農業参入ができるよう大きく舵が切られたことである。

さらに、改正政府原案では現行法の自作農主義や耕作者主義の考え方が見直され文言さえも消えていたが、衆参両院審議で議論の末、「耕作者の地位の安定」等を盛り込んだ修正案が可決されたことである。農地や地域に対する愛着の面から見ても耕作者主義の考え方は、基本的に変えるべきではないと思っている。

今後、企業参入が増えれば確かに耕作放棄地の解消にも弾みがつくだろうが、地域の担い手との競合や農地の適正利用の確保などの問題に対する不安や懸念の声もある。しかし、これについては法案に不耕作や転貸等を目的とする権利取得を排除する条項も盛り込まれており、法の運用が適正に行われるならば大きな問題は生じないであろう。問題は地域での信頼関係が構築できるかどうかであり、成否の鍵を握っている。

一方、平場地域と異なり一般企業が参入に難色を示すと思われる冒頭のような中山間地域、条件不利地域の場合、担い手への貸借も集落営農もなかなか進みにくい現状の中で、耕作放棄地の防止や農地のフル活用を進める

のは容易ではない。耕作放棄地は23年度までに解消する方針が示されているが、肝心の受け手となる担い手が手当できるのか大きな壁が立ちはだかっている。

これまで農家は先祖伝來の農地への愛着とか、採算ベースだけでは語れないムラ社会の一員としての使命感というか、連帯感というか、そのような努力や中山間地域直接支払い制度も活用されて、これまで農業やムラを守ってきたが、昨今、後継者難で限界感が漂っている。

このような中山間地域に漂う限界感に対しては、今回の農地制度改革だけではなく、地域の実態にあった担い手確保対策など今後、具体的で有効な対策が講じられなければならない。

いずれにしても、今後一般企業や大規模農業者だけでは、食料自給力の強化や我が国の農業・農村のもつ多面的機能の維持は大丈夫とは言い難いよう思う。面積の過半を占める中山間地域の小規模農家等も地域農業の維持や地域活性化、農業の多面的機能の維持のために十分役割を發揮していることを考えれば、これら農業者への支援も当然であり重要であろう。

そして、何より農業再生のためには農業で食べていけ

る、生活できる道筋を明確に示すことが先決である。それによって担い手や耕作放棄地問題も全て解消へと向かうのであり、担い手や若者が意欲と誇りを持って農業に取り組める環境づくりを進めることがぜひ必要で、急がれるのである。

幸い今、国では担い手への農地集積や経営支援など「強い農業づくり」の対策をはじめ、地域の雇用と活性化対策など農業分野でも種々の緊急対策が準備され具体的にスタートしているところである。

今、まさに農業・農村にとっては追い風が吹いており、農業再生につなげるチャンスである。

ぜひ、今回の農地法改正を契機に、各地域で農業・農村のビジョンについて前向きな話し合いを進め、具体的な行動をおこし農業再生につなげてほしいものである。

(県農業会議農村対策室室長、元県農業試験場長)

小島先生遺訓

憲法の改正について

小島 慶三

憲法の改正がようやく軌道に乗ろうとしている。今のところでは、前文をどう書き改めるかが問題の焦点となっているようである。これは、中曾根元首相が中心となってまとめられているのであるが、ここには、アメリカによって押しつけられ、彼等の作った英文をそのまま翻訳した屈辱的な憲法を、どういう立場で修正するかということが書かれねばならない。したがって、この憲法は自主独立のものであり、人間愛と共存を高らかに謳うものでなければならない。また、我が国の歴史を振返つてみると、日本は長期に亘って輝かしい運命を辿って來たし、子々孫々まで、それを受け継ぐという覚悟が述べられなければならない。したがって、憲法をこのままにしておこうという一部の論者からは、愛国心などという言葉を使うことに、戦前の軍国主義的な立場に帰るという反対論があるようだが、自らの独立を自ら守れないような憲法ならば、むしろ無い方がましである。中曾根元首相は、この愛国心の主張を強くもっているようであるが、これは誠に結構な主張であると思う。

この前文の次に問題になってくるのは、戦争放棄を謳った「憲法第九条」の書き方である。これは主に、宮沢元首相が中心に

なって取りまとめていると聞くが、これには相反する主張があるので、その作業は容易なものではない。しかし、戦争やテロが望ましくない事は言うまでもないが、この危険から逃れる為に、独立の防衛力を持つということは、当然の絶対条件である。今のところ、世界で平和憲法を謳っているのはコスタリカだけのようである。日本もこれに倣って強い平和主義を謳ってもよい。

しかしその為に、防衛力をも放棄するような事はよろしくない。むしろ軍隊を持ち、集団的な安全保障に参加することは必要な事だ。それによって、日本がはじめて自主独立の国になり、アメリカの第五十三番目の州になる事を免れるのである。アメリカの力に頼って国を守るようであれば、北朝鮮や中国、ロシア等からも、共に力を寄せるべき相手とならず、ただ軽蔑されるだけの国にしかならないであろう。それではアジアへの貢献も出来ないし、国際的な名誉ある地位を確保することも出来ないのである。今のように戦力、戦争放棄を謳いながら、平和の主張をしようというのは矛盾というものである。ここは一つ割り切らねばならない大事な点であり、これを明らかにして初めて、この憲法がこれから日本の尊厳を守る事が出来るであろうと思っている。

もう一つ前文についてお願いがある。それは格調の高い本当の日本文で書かれる事である。今の日本語は全く目茶苦茶だ。アメリカ語や英語が入り交じり、新語という造成語も多く混入

している。これは既に日本語と言うべきものではない。どこかの植民地の言葉である。この前文の書き方について「分かり易く」ということが言われており、新しい和歌を作つてベストセラーになった女性を登用しようという説までがまかり通つてゐるが、これはとんでもない話だ。この機会にしっかりした日本文で書かれることを祈つて止まない。

(「ふらぐめんて」より 著者小島慶三 平成16年3月吉日)

中山間地域特集

中山間地域振興対策について

— 会員による意見発表会（平成 20 年度第 3 回学習会） —

日時：平成 21 年 3 月 13 日

午後 5 時 30 分

場所：鳥取市「対翠閣」

鳥取農政懇話会事務局



開会挨拶 北浦 勉 会長



中山間地域の振興については、貴重な資源と公益的な機能をもっていることから、この地域に人が住み、所得と生き甲斐が得られるような施策が考慮されるということに

ならなければならない。このことは異口同音のところである。

しかし、そのために血税を使うことになる中山間地域直接支払いには、国民全体で支えるという理解が要るわけですが、本日は先回の学習会を踏まえ、更なる活発な議論をしていただければと思っております。

会の進行は、富山文好事務局長にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

司会者（富山 文好 事務局長）



ご指名によりまして、司会役を務めさせていただきますが、諸先輩の前で司会をするのは初めての経験で、自信はありませんが、皆様のフォローをいただきながら大役を務めさせていただきます。何卒ご協力よろしくお願ひします。

本日の学習会では、前回の学習会を受けまして「中山間地域振興対策について」更に議論を深めてはどうかということで、ご案内しておりますように、既にお手元にお配りしておりますが、沢山の会員から事前にレポートの提出をしていただいております。大変ありがとうございます。感謝しております。

本日は、その論旨に添って会員の方々の意見を土台にしながら、議論が深まっていけばと考えております。なお、レポートを提出されていない方も遠慮なく、発言は大いにしていただきたく考えます。このことは、特にお願いしておきます。

なお、各会員による発表に入る前に、いくつかの情報提供をさせていただきますのでよろしくお願いします。

まず、お手元の資料を準備しましたのでご覧いただきますと、
(1) 現在の中山間地における農村の生の声で、非常に感銘を受けましたので紹介します。日本海新聞の記事(会報N O 5 1、2008, 3)「大規模農業では中山間地の発展はない」を説明。
(記事は後掲のとおり)

この記事は、三森政治さん（元県議会副議長、北浦会長と親交、2月11日死去）の戦友で佐治町古市の長谷英俊さんが投稿されたもので、この寄せられた声が現在の農村の真の声と受けとめており、その通りと感銘を受け、当農政懇話会の顧問である入澤先生を通じて、懇話会の有志が「そこに住む住民のための農業・農村対策を」と題して政策提言に使わせていただきました。

本県は、中山間農地が 60 % を占め、さしたる産業もなく、若者は都市に流出し、高齢者が地域を支えているが、本来の願いは若者の帰郷を期待しながら農業を営んでいるのが実態といえます。この記事で感じましたのは、やはり国民全体で支える農業・農村政策が地方再生につながるものと思っております。

(2) 引き続き情報提供として、私なりに資料を準備しましたので、若干説明します。

資料 1 平成 18 年度山間集落実態調査から得られた主な傾向

資料 2 じげの農業復興プロジェクト支援事業

資料 3 戦後の国の諸政策

資料 4 中山間地域等直接支払交付金

資料 5 中山間地域等直接支払制度と EU における条件不利地域制度との対比

資料 6 新聞報道記事

以上資料は後掲のとおり。

それでは、皆様からのご意見、お考えをお聞かせいただきながら、意見交換を致しますが、本日の議論だけで、数多くの難問を抱えている「中山間地域振興対策について」の全てを語りつくし、結論めいた、また、提言めいたことまでまとめることは、難しいのではないかと思っておりますので、各自、忌憚のない意見を出し合っていただければと思っております。

なお、会員の皆様から既に提出いただいたレポート、また、

本日のこの会議の議論の内容、経過、雰囲気などは、次回会報に掲載することで準備したいと思っております。

時間の関係もありますので、詳細は後ほどお読みいただくとして、本日は、一方5分程度でお話しいただければと考えますのでご協力よろしくお願ひします。

なお、発表の順番はまず私が先頭を切りまして、その後は会員名簿順でお願いしたいと思っておりますが、やはり最後の締めとしては、西尾顧問、北浦会長にお願いしたいと思っておりますので、何卒よろしくお願ひします。

富山 文好 会員（司会者）

それでは先頭を切りまして私が発表します。私は各種アンケート調査等で検討がなされたものを参考に、また、私の集落での取り組み体験を踏まえての意見です。

中山間地域集落の今後の取り組みについての意見

1、はじめに

中山間地域の諸課題、とりわけ集落の脆弱化への対応策については、各種法律（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、辺地法、特定農山村法）による施策、代表例では中山間地域等直接支払い等が講じられてきたところであるが、その後のアンケート調査をみると、人口減少や高齢化に歯止めがかからず、

また、耕作放棄地の増大、限界集落も増加しており、今後、廃村に追い込まれることが予想されている。

この実態と併せ過疎法の期限（平成22年3月失効）も迫ることもあり、今までの政策継続でよいのかなど、国・県・市町村を始め関係機関で検討がなされているのが現状である。

このような中で鳥取県では、県民一人一人が中山間地域の価値を認識し、行政機関と県民が協働して中山間地域の振興に取り組むため「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」が制定され心強く思っております。

今後は、この条例の趣旨を如何に具体的に実現していくかを、各種アンケート調査等で検討がなされたものを参考にまとめるとして、以下のことになるのではないかと考える。

2、今後の進め方について

中山間地域集落の将来展望は、そこに住み、生活している人々が何を望んでいるのかが大前提となるが、その将来展望を考える場合には、漠然とした議論だけでは結論が出しにくい側面があるので、話し合いのヒントとして、具体的成功事例に基づく選択肢を示し、その地域に合ったイメージが描けるよう動機付けを行う必要がある。

当然のこと、後継者（同居外者含む）を含めた話し合いが必須となる。

(具体的な事例)

- ① 機械・農作業の共同化を目標としている事例
- ② 高付加価値型農業の実践を目標としている事例
- ③ 地場産農産物の加工・販売を目標としている事例
- ④ 新規就農者の確保又は認定農業者の育成を目標としている事例
- ⑤ 担い手への農地集積等を目標としている事例
- ⑥ 都市住民等との交流を目標としている事例
- ⑦ NPO 法人等の非農家等との連携を目標としている事例
- ⑧ 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例
- ⑨ 5年間の農業生産活動等の維持を目標としている事例
- ⑩ その他、取り組みに特徴のある事例

以上、農林水産省「中山間地域等直接支払制度」平成19年12月公表版で、各県別に具体的な事例紹介がされており、大変参考になる。

私の住んでいる地域は稲作中心の村で中山間地域ではないが、今後の農業の展望をすれば、後継者が見当たらなく何とかしなければと皆思っており、集落営農組織の先進地を視察等しながら集落営農組織の立上げを目指して話し合いを進めていますが、後一歩の前進がない。

実現できない障害事項を挙げれば、

- ① 中心となる人材への負担が多すぎる
- ② 専従の経理人材の確保
- ③ 経営として成り立つかの不安
- ④ 毎年変わる農業政策

以上、主な要因と考えておりますが、中山間地域においては、加えてインフラ（携帯電話の不感地区解消、地上デジタル放送の整備、地域交通の確保、日常生活の支援、ため池や水路の確保）の完備等さらなる悩みがある。

3、今後の方向・要望について

今後の支援策としては、

- ① 前記①、②の人材面では、立上げに至るまでと軌道に乗るまでは行政・JAの誘導が必要である。専従は無理としても、行政・JA等のOBなどの活用も一つの方法であり、これに係る人件費の助成をする。
- ② 条件不利地域であり、ヨーロッパで実施されているデカップリングと同様に、さらなる中山間地域等直接支払制度を拡充する。
- ③ 生活環境のインフラ整備
- ④ 「むらおさめ」、集団移転などの発想はしない。

4、むすび

むらおさめ、集団移転、また、いったん荒廃したとしてもや

がては二次林が回復してくる等の議論は、当事者には無関係で止めるべきである。

何百年、何世代も暮らし続けた村を廃らせては、国家の恥であると考えるべきで、今後、そこに暮らし続けるためのポイントを集約すれば、①健康なことと合わせ病気になった時の診療体制、②毎日の買い物の確保、③農業・林業が継続できる制度の確立ではないかと考える。

中山間地域の諸課題の解決に当たっては、相当額の支援を伴うが、支えるのは国民一人一人である。

われわれ国民は、過保護ということではなく、国の貴重な財産を管理していただいているという気持ち、心配りをし、世界に誇れる「最も美しく、安全で安心な国」を目指そうではありませんか。



司会者（富山 文好 会員）

それでは、石原先生にお願いします。なお、石原先生には本日お配りした会報 NO 5 6 の主張欄 P10 でも、中山間地域の水の問題と農業機械の問題を考察していただいております。

石原 昂 会員

私は新エネルギーと農業技術の面からお話をします。

中山間地域の農業対策

— 新エネルギーと農業技術の面から —

これまでの農業対策

中山間地域の人口が減り、高齢化が進むなかで、耕地の放棄

が増え、なんとかしなければとの心配のもとに、これまでいろいろの法律による施策が国、県、市町村を核に進められてきました。しかしながら、その成果はあまり認められていません。

農林水産省の行政官が新しい農政の視点から、総括した農業政策を打ち出しており、また、農政学者は農政の転換を理論的に追求しています。これらの専門家には、大いに期待しております。



したがって、わたしのような農業工学の一研究者が、大局的視野に立ってこれからの方策の枠組みを述べるなど、とても自信は持てません。そこで限られた一側面からの提言になります。制度をいかに利用するかとか、成功事例を見習うことも重要なことですが、急務となっている地域での実践的課題は何なのだろうか、についての今後の望ましい方向性をわたしなりに述べてみたいと思います。

しかも、将来に向けては、当然ながら短期、中期、長期と段階的な計画が必要ですが、この辺のことものはつきりした整理なしでの提言になることを、予めお断りしておきます。

そしてこれからの農業対策

都市から距離をおく中山間地域では、基本的にそこでの生活が、地域による自己完結型で、水、土地を地域圏で維持しながら運営されることが理想で望ましいと思います。それはおうおうにして、流域（水の利用域）を基準にした地域の場合が多いでしょう。とくに最近の世界的な不況が迫るなかでは、一層この自立力の必要性を痛感させられます。

この地域内での解決ができない時、すなわち不足する場合には、外部から資本を導入開発するとか、新しい技術を開発導入することが必要になります。

そこで、わたしはつぎのように考えます。資金の導入開発については、新エネルギー（再生産型自然エネルギー）に関連す

るビジネスを立ち上げること。技術の開発導入については、小規模の農業技術に関連する技術を改良することです。

いずれもスマートの世界のことで、日本の得意とする分野です。このようにして地域の力を創ることです。

そのうえで農業生産のほかに、農業の多面的機能の利用を考えていくことです。ここでは教育空間としての利用と、観光機能としての利用を主張したいと思います。教育空間としての利用は、自然教育、農業教育の場として、また生涯学習の場としても外部との交流を図る。観光機能としての利用は、農村観光ネットワークを構築して、高齢者を含む都市住民が農村観光にやってきて交流を深める、といった具合です。とにかく人びとが出入りしたり集まってくれるようになることが、必要です。

このように人びとが集まるようになるには、その地域の土地なり生活なり仕事なりに魅力がないと駄目で、しかもそれは近代的な魅力が含まれねばなりません。「古きものと新しきもの」とは、歴史の伝統的価値観と近代化の革新的価値観です。「古きよきものと新しき悪しきもの」として、新しいものを排除してはいけません。「よき古きものとよき新しきもの」をともに尊重することによって近代化の萌芽が育てられるのです。

農業技術の開発導入とは

土壤調査を行い、適正作物を選定し、栽培技術を組み立て、農作業の能率化を進めるのが、発展途上国の技術協力で地域農

業の適正技術を導入する際の常道です。わたしの場合は農作業の能率化、すなわち農業機械の利用技術を専門にしてきましたので、農業機械化の技術を事例に取り上げて述べてみます。

まず農業機械と他産業の機械とは、違いがあります。それは農業機械は働きかける対象が、作物や家畜などの生物とその生育環境（土、水、大気など）や生産物である有機物だという点です。工業生産では機械が材料に直接働きかけて生産物を生み出します。ところが農業生産では農産物を生み出すのは作物や家畜で、機械ではありません。つまり、農業機械は作物や家畜の生育環境を整えることによって、間接的に生産に関わるのであります。ここに農業機械の特徴があります。このことが農業技術の基本になります。

中山間地域では、もちろん大規模な機械化は論外で小規模の機械化でなければなりませんが、スマール機械化といえども古来からの手農具による慣例の農作業だけではいけません。近代技術も導入しないと、若者には魅力がありません。自動制御による自動化からロボット化へ。情報処理による精密化から精密農業（プレシジョンファーミング）へ。これらが必要になります。

小規模の機械化では従来から日本が進んでいて、これまで実績があります。これからもわが国が開発していかねばならない領域です。

再生型自然エネルギーの利用技術

ここでも単なる一般論ではなく、もう少し具体例として農業機械化の事例で述べてみます。農業の機械化には機械を動かすエネルギーだけでなく、機械を製造するためにもエネルギーが必要です。現在はこうしたエネルギー源に化石燃料が利用されています。

しかし、化石エネルギーは有限なので有効活用して使用量を減らし、自然エネルギーやバイオマスエネルギーを利用するこことが求められています。

同時に、農業生産にあたっては必要最小限の投入エネルギー（農業機械や化学肥料、農薬の製造利用などに要するエネルギー）で、より大きな産出エネルギー（収穫物として生産されるエネルギー）を得ることが望まれます。これからはこのような観点から、機械やエネルギーの開発利用を進めていくことが大切です。このことは、ほかの各種農業技術にも当てはまる考え方ではないでしょうか。

なお、再生型自然エネルギーの利用技術については、問題が大きいので稿を改めて別の機会にゆずりたいと思います。

教育空間や農村観光での交流

教育空間については、農村を農産物の生産とともに教育空間として考えます。子供たちへは、自然環境のなかで農村の生活体験学習をさせる。すなわち、農村の自然や生物に触れる機会

を持ち、農作業など勤労体験、農村での生活体験をすることによって、生命の大切さ、科学する心、敬老の心を育てていくことです。高齢者へは、混住社会、成熟社会での生涯学習、レクリエーションを楽しんでもらうのです。また、雇用機会を増やし、町村の活性化に役立ってもらう。職業から趣味的就労へ移行してもらうことです。

農村観光については、緑豊かな農山漁村地域で、その自然、文化、人びとと交流を楽しむなど、滞在型の余暇活動として農水省がこれまで進めてきたグリーン・ツーリズムを中心にするものです。しかし、最近では産業観光と称して産業の舞台裏を観光資源にして利用することも、試みられているようです。

むすび

前回の学習会で「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」の説明を、また「いなば西郷むらづくり協議会、設立への道」という実際の取り組みを聞かせてもらいました。

条例はなるほどすべての問題が網羅されていて、これが実現できれば問題は間違いなく解決に進むんだろうと考えられる立派なものです。課題は実践をどう進めるかでしょう。印刷された書き物に終ってはなりません。ぜひ、これから本当の舵取りを進めてほしいと思います。

いなば西郷の事例は、ご苦労のなかで試行錯誤されている貴重な体験事例なので、今後の成り行きに期待したいと思います。

そこで、わたしの場合に身の周辺で考えられることは、まずは地域に自立力を創ることだと思います。そのために不足であれば、資金と技術を開発・導入しなければなりません。それに新エネルギー関連のビジネスや小規模農業技術が魅力をもっています。これらは近代の新技術として、若者を引きつけるでしょう。まずは中山間地域の仕事と生活に、魅力をもたせることが第一だと思います。

そしてそのうえで、農業の多面的機能の利用を考え、教育空間と農村観光ネットワークなどによって、都市住民との交流をはかるのがよいでしょう。すなわち過疎化のなかでは、とにかく人の出会いを増やす手段を考えることではないかと考えます。そのことが、地域にやる気を起こさせることにもなるでしょう。

司会者（富山 文好 会員）

石原先生どうもありがとうございました。ここで、本日は遠路日南町からお越し頂いております日南振興株式会社 浅川 三郎社長にお願いします。浅川社長さんは、畑しみじの周年栽培、また、森林関係のお仕事でも活躍され、すでに現場で実践されておられますので、心強い提言をいただけるものと思います。よろしくお願いします。

浅川 三郎 日南振興株式会社社長

私は今、山の仕事に力を入れていますので、その実践内容を

お話しします。



日南町は平成16年頃から、日野川の森林木材団地を作り約10haの土地に木材市場、チップ工場と新たに町、森林組合、境港から米子までの全般と日南町を含めた約400名の株主で8千万円の資本金を集め、木材加工の（株）オロチを立ち上げ、現在3事業所が展開しています。その展開の中で生産事業協同組合を設立し、初代理事長に私が就任したばかりではあります。

私は何をするかですが、山林関係者も高齢化しており70歳以上が大半の状況から、まず、①若い担い手の後継者つくりです。次に（株）オロチに収める供給体制としてコストの低減をするための、②機械装備の近代化、共同化を図るなど、生産、流通、加工の一貫体制を作ることが目的です。

重要なことは、市場が求めている、安く、定量、品質のよいものであり、これに応えるためには、まず機械装備の共同購入によるコスト低減です。この購入には、過疎債の活用が最善（70%補助）と考え、現在、町に要望しているところです。実現すれば、m³当たり1万円のコストが、5~6千円になる。この実現に今一生懸命に頑張っているところです。

なお、レポートは日頃思っていることをまとめておりますので、お読みいただければ幸いです。

中山間地域の活性化について考える

日南振興株式会社社長 浅川 三郎

鳥取県は、21世紀の環境の時代を迎えて、大変理想的な県といえる。鳥取県の80%をこえる地域が中山間地域内に存在し、今後この地域には豊富な夢資源が存在し、これらの開発こそ、中山間地域の活性化実現の鍵を握ると考える。しかも、鳥取県は東、中、西と三大河川があり千代川、天神川、日野川の3つの流域には、森林と川と海で連なる理想的な広域行政文化都市が実現でき、そこで目指すは循環型社会の実現であります。都市と農山村が共生すれば流域に理想的20万都市が出来上がり、機能的に諸施策を実行すれば、飛躍的発展も夢ではありません。何事も夢と希望を持って独創的発想により、新しい風をおこすことが大切だと考えます。そのための智恵を皆で出すべき時がやって來た。100年に一度の不況の時こそチャンスととらえるべきです。

今、中山間地域にある夢資源、水、木材、食糧、自然、そして人、この5つの資源を有効に使い、都市と農山村が共生して智恵を出す。地方の活性化と内需拡大を同時発生で国内におこすことが、今一番急がれます。地方の活性化と内需拡大のキーワードはエコエネルギーの開発です。

今、我々中山間地は、地球温暖化防止の役割を担って森林を育ててきました。その森林に経済的価値が与えられていないの

です。戦後、国策によって国土保全のため、せっせと植林を成しとげました。その植林に価値を与える必要があります。今、山林所有者の実態は、山林の管理を放置し森林がモヤシの状態となり、このままでは災害発生の危険度が増し、このまま放置できない状況であり、森林の活性化を促すための間伐促進が急がれます。

エコエネルギーの開発に対して、国は財政的措置をすべきであり、この部門を環境対策ととらえ、新しい公共工事と位置づけ、地球温暖化防止の見地から集中的予算を投入すべきであります。地方へエネルギーを所有させ自前のエネルギーを地方が直接利用することによって、新しい農業・林業の再生を目指す。

アメリカの粗放農業に対して、日本は集約的農業でなければ経営が成り立ちません。このための方策は、施設農業の展開が必要となるでしょう。農業の工業化を進め、周年栽培も実現させ、グローバル化の流れの中で輸出できる産業を目指し、農山村に若い農業者が就農できるシステムをつくることこそ、農林業の革命的改革ではないでしょうか。勿論、高齢者のための従来型農業を完全に否定するつもりはありません。若い後継者を呼びもどすことこそ、人口減少に歯止めをかける手段だと考えられます。

次に、あらゆる重層構造を省き、コストの低減のための流通対策が必要であり、市場が要求しているものは、定量のロット、高品質、低コストの商品を求めており、生産と流通の一体化を

進め、流通に乗せることが最大の条件とすれば、重そう部分を省く努力と、現場における生産コスト低減こそ課題となります。

林業においては、広範囲な施業の共同化をするため信託制度の実現によるコスト低減と装備の近代化によるコスト低減、さらに機械の共同購入が出来る組織の再編として、生産事業者の協同組合化が必要となるでしょう。これ等の改革が進めば、次に同じように農業の改革も可能となります。

次に、食の世界では山側と海側の資源を使って、産官学の共同研究により新しい機能性食品の開発研究が進んでおり、将来の予防医学の分野にせまることが出来る期待感が寄せられております。

我々中山間地は資源の宝庫であり、もっと誇りを持って自立自助の精神で、新しい道へ向かって挑戦すべきチャンスが到来したといえるのではないでしょうか。

以上、提言いたします。

司会者（富山 文好 会員）

続いて、市下会員よろしくお願ひします。

市下 稔 会員

現役時代（鳥取農林振興局）に中山間地域直接支払制度に携わったことがあります、年月が経って忘れてしまっております。ただ、棚田については、三重県紀和町の「丸山千枚田」、海

岸近くにある輪島の「白米千枚田」、奈良の明日香などの棚田百

選を、また、県内でも春米、



横尾の棚田など現地に出向き

研究したことがある。例えば、

横尾の棚田は7～8町歩あり

ますが、この水路は、直線

で行けば2kmで済むものが、

谷があるために4kmかかっ

ていた。そのものを、サイフォンの原理により2kmに改良したとか等、今もこの横尾棚田オーナー制度のボランティア活動には参加している。これら私の体験をもとに棚田を中心に中山間地域問題をまとめてみたい。

機会があればお話をさせていただければと思っております。

司会者（富山 文好 会員） 何卒よろしくお願ひします。

続いて、上田弘美会員よろしくお願ひします。

上田 弘美 会員



私は、中山間地の集落活性化

の一方策として、集落営農の法

人化を促進することが効果的と

考え、以前から関心をもち注視

してきましたので、この観点か

らお話しします。

中山間地における集落営農の法人化

1、集落営農の現状

鳥取県内の集落数は 2,285 あるが、1 集落の水田面積が 10 ha 以下の集落数は 1,386 と全集落数の 61 % を占めており、その大半は中山間地に存在している。

鳥取県による集落営農組織の実態調査（平成 18 年 3 月末日現在）によれば、鳥取県内の水田関係の集落営農数は 196 となっており、中山間地 115 、平坦地 81 で、中山間地の集落営農数が約 6 割を占めている。

2、担い手としての集落営農の要件

農業の担い手とは認定農業者と要件を満たした集落営農と定義されており、今後の農業施策は担い手へ集中化・重点化する傾向にある。

集落営農が担い手となるためには次の 5 要件が必要である。

- ① 規約の作成：代表者等を定めた組織の規約を作成すること。
- ② 農用地の利用集積目標：地域の農用地の 2 / 3 以上を集積（生産調整面積の過半を受託する組織は 1 / 2 以上）。
- ③ 経理の一元化：構成員で費用を共同負担し、利益の配分を行う。

④ 主たる従事者の所得目標：中心となる農業者の所得目標を定める。

⑤ 法人化計画の作成：5年以内に農業生産法人となること。

これらの5要件のうち、④の主たる従事者の所得目標の要件は、とくに中山間地では経営規模が小面積で、市町村の定める所得目標に達するのが困難であり、集落営農の法人化への隘路となっている。

3、集落営農の法人化

(1) 特定農業団体

集落営農が担い手としての5要件を満たし、とくに5年以内に法人化する予定のある任意の集落営農は特定農業団体として認定される。また、法人化設立時には関係機関への届出で特定農業法人となりうる。

鳥取県では平成20年9月現在で特定農業団体はわずか3団体であり、すべて倉吉市管内で、中山間地は1団体である。中国地区では山口県が80団体、島根県が67団体であり、次いで広島県が鳥取県と同じく3団体、岡山県が2団体となっている。

(2) 特定農業法人

集落営農の法人化された理想的なモデルとして特定農業法人があり、鳥取県では平成20年9月現在で17法人が認定されている。中国地区では広島県が115法人、島根県が88法人、

山口県が54法人、岡山県が5法人となっている。

鳥取県の17法人のうち、中山間地では7法人、平坦地では10法人であり、中山間地の特定農業法人が約4割で平坦地よりも少ない。

4、中山間地における集落営農の法人化

中山間地では高齢化や後継者不足等により耕作放棄地が増大して、農業が衰退し、さらに集落機能が失われつつある。

そこで中山間地の集落活性化の一方策として、集落営農の法人化を促進することが効果的であり、関係機関の指導が必要となっている。

とくに、集落営農の法人化の先進県である近隣の広島県、島根県、山口県の事例を研究することも大切である。

司会者（富山 文好 会員）ありがとうございました。

続いて、太田義教会員よろしくお願いします。

太田 義教 会員

中山間地のみならず、私のところ(鳥取市里仁)の市街化調整区域内の集落も崩壊の危機に瀕している状況です。このことは商店街も同様といえます。

里仁集落50戸のうち25戸が農事実行組合の組合員で年々減少しています。水田は11haあるが点在している。2つの水系の利便性の

高い水田 5haが中心で稻作が主体である。



集落の将来について話し合ってお
りますが、この場合、まずもって、集落
に自立力があるのか皆で確かめ合い、
見定めることが重要と考えます。なけ
れば助け合うことが重要であり、行政
は手を差し伸べなければならない。その意味で、行政を招き研修して
いるところですが、私は「ふるさと鹿野」農業公社の役員をしておりまし
て、鹿野の中山間地域農業の将来、観光、まちづくりのあり方等に関
して、この「ふるさと鹿野」は地域再生への大きな役割を担っており学
ぶことが多いと思っている。

いずれにしても集落の農業は、先程の集落営農の法人化にしても、
水系毎に組み立てしないうまく出来ないと考えている。また、米農家の
メンバーで確定申告しているものの原価計算をしたが、30kg／1袋
6千円 (JA出荷)では、人件費は考えず儲けは200円です。これでは
赤字ですので、コストをかけない、販売のあり方も重要なと思いま
す。

今、われわれ高齢化している75歳前後のリーダー4 名が模索中で
あるが、全体的にどういうふうに組み立てていくのかが喫緊の課題であ
る。

いずれにしても、私は、特に、水系を中心とした物事の組み立てが
重要と考えております。

司会者（富山 文好 会員） ありがとうございました。

次に、田邊皓三副会長さんよろしくお願ひします。

田邊 皓三 副会長



私は、将来の食糧確保のためには、優良農地の存続を図ることが重要と考えておりますので、そのためには「担い手作りが急務」と主張します。

担い手作りが急務

この主張内容については、後掲の主張欄に掲載しています。

司会者（富山 文好 会員） ありがとうございました。

田邊皓三副会長さんは、日南町農協組合長の経験を踏まえられた具体的な手法に踏み込んだ重要提言と思っております。中山間地域振興策には欠かすことの出来ない内容で、是非とも参考にして欲しいものです。

続きまして、米田義人会員よろしくお願ひします。

米田 義人 会員



町長を辞めてから3年経ちました。今は中山間地の42戸集落で生活しておりますが、私自身75歳になり後期高齢者です。

集落の実態は、私たち高齢者が農業の主役となって、総事の堰上げ、水路の維持、草刈などしていますが、体力的に苦しい、限界にきており、このままでは5年先が案じられる。

現在、中山間地域直接補償を受けていますが、書類作成が面倒で負担となっている。もっと簡素化にし、かつヨーロッパのデカップリングのように農家、担い手に直接保障するよう拡充しなければならない。そうしなければ農業の後継者は育たない。補助を受ける場合には、往々にして難しい条件が徐々に提示され、結果として使いにくい面があるので、この解決も課題である。加えて、昨年条例が出来て喜ばしいが、具体的に儲かる農業にしなければ後継者は育たない。そのためには、消費者の意向を踏まえた作目選定の先取りをするなど、生産、加工、流通のネットワークの整備が重要なファクターになると強く思っております。

また、小学生からの農業教育が不可欠と思っておりますが、

見ておりますと、楽しい農業体験のみとなっており、もっと確りと農業本来の重要な役割など教える農業教育の充実が必要と思っております。

国の予算も右肩下がりの傾向ですが、中山間地域直接補償を含んだ「食料・農業・農村基本計画」が、農政改革関係閣僚会議の推進本部を中心に、来年3月で見直しが行われるが、その動向を注視しながら、懇話会としては叡智を結集し物申していかなければならぬとの思いでおります。

中山間地域対策について（論旨メモ）

（我が集落の実態）

- ・ 5年先が案じられる
- ・ 私達が農業の主役・・・総事・・・堰上げ、水路維持、草刈等
- ・ 集落自治に・・・面倒な書類作成・・・負担となっている
- ・ 中山間地域直接補償・・・公益的な機能維持の代償・・・耕作放棄地の解消・・・充分ではないが

（耕作放棄地ゼロ作戦）

- ・ みんなで取り組む中山間地域振興条例の具現化
- ・ 消費者の意向を踏まえた作目選定の先取り・・・儲かる農業の基本・・・農業で儲からなければ農家の後継者はできない

- ・ 生産・加工・流通の取り組み・・・消費者に理解を得る・・・
価格
- ・ 雇用受け入れ、いまがチャンス・・・後継者に対する対策も忘れない
- ・ 小学生からの教育が不可欠・・・楽しい農業体験のみでは駄目
- ・ 農民組織で消費者に理解を得る取り組み・・・自前で活動費を調達することも必要ではないか・・・市場原理主義では成り立たない
- ・ 農業も消費者（国民）から後指をさされない姿勢・・・国民的コンセンサスを得る基本・・・国予算の右肩下がり
- ・ 農業に対する国家の基本的理念の確立・・・経済優先論で走っている
- ・ 「食料・農業・農村基本計画」の見直し（22年3月）・・・農政改革関係閣僚会議の注視

以上

司会者（富山 文好 会員）

ここで、本日欠席されたお二方の会員から、事前にレポートの提出がありましたので、私から紹介させていただきます。

まず、伊丹光則会員からは、「一般の国民にとって、中山間地域に人が住み続け集落が残ることの必要性、なぜ中山間地域の活性化は必要なのか、活性化が国民（＝都市住民）にとって

どういう意味があるのか、なぜ国民の税金を使ってでもその活性化を支援しなければならないのか」を考え、訴えていくことから始めたいとの思いから、これまで言われている議論を6点に集約・整理されておられます。しかし、残念ながら私自身、未だ自信を持って提示できる論理を持ち合わせていない。中山間地域の活性化にどのような政策的支援が必要かを議論する土台として、そのことがまず議論されることを期待したい。このペーパーがそうした議論の素材となれば幸いである。と結んであります。

また、川上一郎会員からは、「食育の力で地域を再生」と題して、地域対策には、対症療法ではなく、原因療法が必要である。利潤追求、効率至上主義の経済ビジネスに誘惑されなく、知恵と工夫と熱意で立ち向かう意識変革である。その突破口の一手法として浮かびあがってくるのが食育である。と食育の重要性を説かれています。

以下、レポートの全文です。

中山間地域問題に関するメモ

会員 伊丹 光則

1. 始めに

中山間地域の衰退は今に始まったことではなく、その危機的状況、支援の必要性については繰り返し語られている。また、

行政もこれまで地域活性化のためにさまざまな政策を打ち出してきた。中山間地域直接支払い制度が行われ、各種の補助事業も補助率かさ上げや特例が設けられている。法律も過疎法を始め特定農山村法など数多く作られた。少なくとも、地域にアイデアと熱意があり、人々をまとめ実行する人材がいれば、できないことは何もないはずである。それでも、中山間地域の崩壊は止まらない。もちろん、成功例はいくつもある。パターンは色々だが、活性化に成功した集落や地域の実例をいくつも見てきている。問題はそうしたいわゆる優良事例が点としての事例に留まっていて、なかなか周辺に広がっていかないことである。大部分の“普通の集落”では、年々高齢化が進み、山や田んぼは荒れ、猿やいのししの領分が広がり、そして少しづつ集落の死に向って歩んでいる。

集落の活性化に向けて必要なものは何かと言えば、もちろんお金も必要であるが、それ以上に必要なのは、地域の熱意でありアイデアであり、そしてその源泉である「人材」である。最近、農水省では「補助金よりも補助人」と称して、活性化交付金とセットで地域活性化の核となる人材、あるいはファシリテータ、コーディネータとなる人材の派遣事業を始めた。いただいた資料にある鳥取市が始められた事業と良く似ている。こうした取組みが効をそうして少しでも元気な集落が増えて行くことを期待したい。しかしながら、現実はそれほど甘くはないと思う。これまでの状況を反転させることは容易ではない。いや、

もはや不可能ではないかとさえ思ってしまう。行政の立場で多少なりとも努力してきたと思っている私としては、これだけやっても流れは止まらないのかという徒労感の方が大きい。

2. 今、議論すべきこと

今ここで中山間地域の活性化のために何をすべきかを考えることも必要であるが、その前に、一步引いて「なぜ中山間地域の活性化が必要か」ということをもう一度問い合わせ直すことから始めが必要ではないかと考えている。そもそも中山間地域活性化の必要性を、普通の人に、わかりやすく、実感を持って説明できていないのではないか、そのことが有効な対策が打ち出せていない根本原因ではないかと思うからである。

普通の国民にとっての関心時はＴＶや新聞紙面を見ればわかる。不況で派遣切りだ、株価が下がる、救急患者のたらいまわりに医師不足、教育の荒廃であり、さらには地球温暖化問題であり・・・。こうしたさまざまな国民的関心時の中で、中山間地域の問題が実感を持った切羽詰った問題として国民に受け止められているかといえば、実態は無関心層が大部分である。一方でこうした国民の無関心が、中山間地域に住む人々の地域に対する愛着や誇りを蝕んでいる。注目されていない見捨てられた地域だ、必要とされていない地域だ、お荷物になっている地域だ、そんな思いに繋がっている。人間は他人から見られることによって元気になる。必要とされることによって元気になる。

地域も一緒ではないかと思う。中山間地域問題の解決の糸口は、普通の国民の目を中山間地域に向けさせることではないか。そのために、今一度、「一般の国民にとって、なぜ中山間地域の活性化は必要なのか」を考え、訴えていくことから始めたいと思う。そこで、これまで言われている議論を整理して、中山間地域に人が住み続け集落が残ることの必要性、そのためになぜ支援が必要かという論理を私なりに以下の 6 点に集約してみた。

3. 中山間地域対策の意義

(1) 日本経済にとって必要論

中山間地域は面積的には国土の 6 割を占め、国内農林業生産の 4 割を生産している。また重要な雇用の場でもある。中山間地域に人が住めなくなり、そこでの農林業活動がなくなり、すべての人が都市に職を求めて集まるようになったらどうなるのか。日本経済にとって、生産の場、雇用の場としての中山間地域の重要性は大きい。したがって、中山間地域に人が住み続けられるよう必要な対策を講ずべきである。

(2) いわゆる多面的機能論

中山間地域は国土の上流域にあり、国土保全、水資源涵養、保健休養、教育的効果、生態系保全、生物多様性確保、伝統的文化の継承などさまざまな（金にならない）多面的機能を有しているが、こうした効果は都市住民も裨益するものである。こ

うした多面的機能の発揮には健全な農林業活動が行われることが前提であり、そのためには活力ある地域社会が維持存続されることが必要である。したがって、都市住民にも便益をもたらす多面的機能を維持するために、中山間地域の活性化対策を講ずべきである。

（3）社会経済の安全弁論

現代の社会経済は都市を中心に都市の価値観で動いているが、都市だけの社会経済構造は大きな脆弱性を抱えている。都市の脆弱性を補いいざと言う時のバッファーとして中山間地域の存在意義がある。例えば、大不況の時に失業者が帰る先として中山間地域が国内に必要、食料の輸入が難しくなるような事態の際に国内食料供給基地として中山間地域が必要、あるいは大地震などの災害時の避難先として中山間地域が必要である。このように様々な方が一の事態の際に、都市住民に雇用、食料、住居など基本的な生活条件を保証するための安全弁としての機能が中山間地域には期待される。こうした中山間地域のコミュニティ存続のために行う支援は一種の国民の安全保障のための費用である。

*上記の（1）、（2）、（3）はいずれも、中山間地域は都市住民（=一般国民）に必要なものを生み出しているでしょう、なくなったら困るのは都市住民でしょうという論理で、功利主義的論理である。

(4) 地域に住みたいから論

中山間地域の住民も国民の一人であり、生まれ育ったふるさとに住み続けたいという思いは国民の基本的人権として尊重されるべきである。人間の尊厳を保って人間らしい暮らしを続けるためにはコミュニティが必要であり、中山間地域のコミュニティ存続のために支援が必要ならばそれは国民全体の責務として支援すべきである。

*この主張は功利主義的論理より共感を覚えるが、世論に訴えることは難しい。すれ違いの議論になる恐れが強い。「どこに住むかは個人の選択の問題でしょ。好きで住むのは自由だけど、それを何故私達の税金で支援しなければならないの。不便でいやならそんな所には住まなきゃいいじゃない。」というのが大方の国民の反応であろう。

(5) 都市だけでは持続的に回らない論

都市の社会経済構造は資源収奪的、非循環的な構造であり、多くの外部不経済を生み出している（だからこそ経済的には効率的とも言える）。こうした社会は持続的とは言えず、都市だけで永遠に存続することは不可能である（そのことは歴史が証明している）。中山間地域を含む農村地域の存在があつて始めて資源、エネルギー、廃棄物が循環する持続可能な社会経済構造になりうるのであり、中山間地域活性化に向けた取組みが社会全体の持続性のために必要である。

*正しい主張だと思うが、観念的であり一般の国民にどこまで訴える力があるか疑問

(6) 心のふるさと論（多面的機能論のバリエーション）

中山間地域の自然や風景は、童謡などにも歌われた心のふるさとであり、日本人のアイデンティティの源泉である。その美しいいたたずまいや残された伝統文化を後世にも引き継いでいくためにもそこには人が住み暮らしをつづけていくことが必要であり、そのためにはコミュニティの維持活性化が必要である。

4.まとめ

以上のように中山間地域の活性化の必要性についてはいくつかの論理がある。個人的には、都市にとって、都市住民にとって中山間地域は必要なんだ、だから支援するのは当然だと言う論理は、どうもさもしい論理、ねだりたかりの論理に思えて好きではない。かと言って、中山間地域の活性化が国民（=都市住民）にとってどういう意味があるのか、なぜ国民の税金を使ってでもその活性化を支援しなければならないのかを、普通の人が納得できる形で説明できないといけないことは自明である。残念ながら私自身、未だ自信を持って提示できる論理を持ち合わせていない。中山間地域の活性化にどのような政策的支援が必要かを議論する土台として、そのことがまず議論されることを期待したい。このペーパーがこうした議論の素材となれば幸

いである。

食育の力で地域を再生

会員 川上 一郎

最近の農業・農村は、今までとまったく異なる困難に直面している。ついこの前まで耕地として立派に活用されていた棚田がいつの間にか原野になっていたり、たわわに実り続けてきた果樹園が無残にもチェーン・ソーで切り倒されていくなど、資源の外部依存、地域自滅現象ともいえる農業生産力の低下である。そのうえに、農村人口の減少が拍車となって地域の活力は急速に低下しつつある。このまま放置すれば、農村という地域連帶社会は崩壊してしまうことが危惧される。

いうまでもなく、これら地域対策には、対症療法ではなく、原因療法が必要である。利潤追求、効率至上主義の経済ビジネスに誘惑されることなく、知恵と工夫と熱意で立ち向かう意識変革である。その突破口の一手法として浮かびあがってくるのが食育である。なぜなら、地域活力の根源である「自然・農・食・文化・人」は、まさに食育の目標であり、教材だからである。以前から農村は絶好の自然体験の場としても、その教育的な機能に注目してきた。森や川で遊び、星空を見たり、畑で取れたものを丸かじりすることなど、少し前までは誰もが経験してきた。つまり、ふるさとを教材にして行う問題解決的な学

習や探究活動が地域力の源流にあったのである。

そこで、この源流を今の時代、都市と農村の間で機能させることが、地域力再生の起爆剤となるであろう。そのためには、都市と農村が交流する直売所や市民農園などの環境整備による地産地消の推進等はもとより、長期宿泊体験活動などの「教育力」が欠かせない。

司会者（富山 文好 会員）

ここで、西尾邑次顧問さんにお願いしますが、北浦会長からは、西尾顧問は知事時代（平成元年9月）、全国知事会で海部総理に、条件が不利な地域に対する所得補償政策など特別な援助措置を検討していただきたいと提言された、また、平成11年3月には、当時農林水産省が目論んでいた中山間地域直接支払制度検討委員会の座長が、京大農学部祖田修教授であることを聞き及んだ県農業会議の花本美雄会長は、祖田教授を鳥取に招かれ、有志が集まって所得補償政策の実現を陳情した、ということを常々聞いております。

翻ってみれば、西尾知事、花本さんなどの有志の陳情が、わが国に初めて中山間地域直接支払制度が導入（2000年、平成12年）された原動力になったのではないかと私は思っております。この業績は日本の歴史上、大きな改革、前進になったと思っております。その意味から言えば、鳥取県は、この中山間地域直接支払制度発足への発信県といつてもよいのではない

でしょうか。

それでは、西尾顧問よろしくお願ひします。

西尾 邑次 顧問

私は、本日出席させていただきましたのは皆さんのお話を聞きたくて出席しております。現況を理解していない状況ですが、私が常日頃農山村に対し考えていることをお話します。



今の政府の農山村に対する施策というのは、金に換えたらどうなるのか、ということを中心に施策が練られているような感じがしてしまっていません。しか

しながら、農山村というものは、金に換えることができない重要な役割を持っているということを、政府自身がはっきりと認識しなければならないと思います。

私は毎日夕飯を食べる時に、家内と今日も元気で一日過ごせたなど、感謝しながら食事をしております。今自分がここにあるのは一体誰のお陰かということを考えてみると、まず、農業・林業・漁業、これに携わっている人達が、私達の生命を維持してくれている。農業・林業・漁業はこの大きな役割を持っています。

そしてもう一つ考えなければならないことは、環境ということです。地球上で大切なことは環境を良くする、悪くしないようにする。このことは重要なことです。

科学の進歩によって、私達は毎日安心して便利な生活をしておりますが、これは多くの人たちがそこに集中したからだと思います。しかしながら、農山村は金に換えられない生命維持の場であると同時に環境面でも大きな役割を持っているわけでございます。世界の先進国の中でも日本は、森林など緑の地域の占める割合が 70 % になる。先進国では一番だと思います。

小島慶三先生が「水はいのち」という本を書かれています。これを読んでも水は如何に人間・生物に大切なものであるか良くわかります。我が国は非常にきれいな水が流れている。このことは、山があり降った雨が浄化され、しかも年中枯れることなく流れている。このことだけ考えても農山村は金に換えられない大きな役割があり、農山村というものは大切に維持し続けるなければならない。

この重要な役割を持つ農山村の維持継続には、やはり政府が重要性を認識し、国民のコンセンサスが得られるような政策を打ち出していただくことが重要で、このことに、私は大きな期待をもちたいと考えております。

私は今、新渡戸稻造さんの「自警録」を読んでおりますが、この本は、人の心の持ち方をどのようにすればよいのかについて

て書かれています。その中にあった歌を一語書き写してきたので紹介します。

“人住まぬ山里なれど春くれば
柳はみどり花はくれなゐ “



自然を大切にしなければならないということ、この歌のような環境を維持するのは、農山村です。意味ある和歌だと思っています。このような状況をいつまでも持ち続けなければならぬと思うわけです。

昔の農山村は、皆が協力しながらやっていたが、協力する力が薄らいでいるのではないかでしょうか。これから農山村の維持はこの協力するという気持ちが大切ではないかと常々思っております。

私はこのようなことを考えながら、晩酌の一盃を女房と感謝しながら毎日過ごしております。ご清聴ありがとうございました。

司会者（富山 文好 会員） ありがとうございました。

最後の締めとして、北浦会長さんにお願いします。

北浦 勉 会長

時間も相当超過しておりますので、私は 4 点に絞って搔い摘んで申し上げたい。



1. 鳥取県中山間地域振興条例が昨年出来たことは県民にとっても素晴らしいことで、大変喜ばしいことである。今まででは知事が変わる毎に県のスタンスも変わり断片的にしか理解されていなかったが、今後は、為政者が変わっても、県民監視のもとで県民に中山間地域対策の火は燃え続くということで、県民に周知徹底を図ることが出来ると思う。
2. 中山間地域の営農対策は、集落営農と法人化を推進したほうがよいとかんがえる。この実現はこれからも皆さんと議論していくことが必要である。
3. 所得補償政策は絶対必要であり、この実現であります。この更なる拡充のためには、国全体が農業、農村の多面的機能などの価値を認めねばならない。農政懇話会としては、地道に農・林・水の重要性をくどいほど言っていく必要がある。
4. 先程の太田さん、西尾顧問さんの話にも出ましたが、やはり水と土の問題は重要であります。水と土は人間の生きる基盤でありますから、農・林・水は全てつながっていることを皆が理解することが肝心であります。

農業は水が要ります。その水は山に木を植え山林を守って水を得る

ことができるわけですが、その木の落葉が鉄分を含んでおりその鉄分を溶かしながら川下の海に流れる。この鉄分が海草を育てるなどにより、魚、牡蠣などが豊富に獲れ、それを人間が蛋白源として食べる。この循環の大切さを考えるべきである。

したがって、県、市町村は為政者が変わっても農・林・水のつながりの流れを理解し守り育て、生産に結びつく政策を行ってほしい。

司会者（富山 文好 会員）ありがとうございました。

会長さんには、事前に「重要な中山間地対策」と題してレポートをいただきしておりますが、個別所得補償について、ヨーロッパのデカップリングの考え方と具体的な内容、また、我が国に中山間地域直接支払制度が導入されるまでの、鳥取県との関わりの経緯、加えて、最新の所得補償事例紹介がなされておりまして、私自身大変勉強になりました。全文はお読みいただきたいと思います。

重要な中山間地対策

会員 北浦 勉

1、大いに期待される鳥取県中山間地域振興条例

西日本には中山間地が多く介在し、昭和年代には中国地方でこの地域の振興策を、中国5県知事会議で検討し中央に陳情したこともあり、また、鳥取県でも全国知事会議で、時の総理大

臣に中山間地域振興策の必要性を強く陳情したこと也有った。

しかし、その後は市場原理主義の政策が跋扈するようになつて、農業は弱体化し、中山間地域問題は影を潜めた感があつたが、時代は変わり、鳥取県が中山間地域振興条例を制定し、関係者の協働で、県土の大半を占める中山間地域の振興方針を打ち出されたことは、今後為政者が変わっても、県民監視のもとで中山間地対策の火は燃え続くということで、大変喜ばしいことである。

農業にとって言えば、国際化の進行に伴つて生産性を上げるために、規模拡大や技術革新の合理化努力が進められているが、中山間地域では規模拡大といつても無理がある。しかし、貴重な資源と公益的な機能をもつてゐることから、この地域に人が住み、所得と生き甲斐が得られるような施策が、考慮されることはにならなければならないのである。

この中山間地域振興策が生きてくることによつて、わが国農業の全体像が示されるようになり、農業界を大いに鼓舞するものと考えるのである。

2、具体的な施策の要望

(1) 過疎法の存続

中山間地域対策の拠り所の法律の一つである過疎法（平成22年3月失効）は、種々検討の上、存続させるべきである。

(2) 中山間地域振興に欠かせない所得補償政策

① 先進地ヨーロッパの政策

古い話であるが、平成2年（1990年）に、花本さんのヨーロッパへの梨売りに同道した際に西尾知事、花本さん、私と三人がイギリス、ドイツ、スイスの各国で農家を訪問して所得補償の実情を聞いたことがある。

その後、農林水産省からも、条件不利地域の農林業政策研究（海外編、国内編・・・（財）森とむらの会出版）の冊子を頂戴し、ヨーロッパの条件不利地域対策の始まりは、1972年（昭和47年）と知ったのである。

ヨーロッパの条件不利地域対策は、山岳地域、劣悪な土壌条件の地域、離島・湖沼地帯などの小地域の3区分からなっており、農業の継続を維持することで、最低限の人口の維持と景観の保持を図ることにある。このため、3ha以上の農用地を経営し、5年以上農業に従事することを約束した農家が助成対象農家となっている。

- 補償対象となる農業

家畜生産（牛、馬、羊及び山羊）

家畜以外の場合（小麦作付、リンゴ、ナシ、モモの樹園地、ワイン、砂糖ビート生産又は集約的作物栽培に充てられる土地。）

また、農業全般に対する施策では、農業経営の上で望ましい

指標価格を設け、これを基に国境措置では輸入課徴金、輸出補助金制をとり、域内価格支持では介入機関による買い支え、不足払い、定額補助などの価格政策で農家の経営を支援していたが、WTOでの非難もあり、制度そのものの改革を行って、最近では農家に対する直接支払制度を緩衝材にして経営を守ることが重視され、これまで面積に応じて支払われていた補助金は減る傾向のようで、これに代わって環境面への寄与、動物福祉など目的を絞った方向に移っていくようである。

因みに、スイスでは農用地面積18haで乳牛20頭とリンゴ園を経営している農家の補助金は300万円強をもらっているようである。

このスイスの行政側の考え方は、最近では「農業を守る」という漠然とした内容ではなく、ある目的のために何らかの改善をしている農家に限定して、補助金を支払う仕組みで、これが潮流になってきていることを強く認識すべきである。

それだけの税金を投入するのだから、農家は姿勢を正すのは当然なことで、納税者の立場からは「誰がどれだけ補助金をもらっているのかを知る権利がある」と、透明性が求められているのである。

② わが国の政策

平成11年（1999年）3月に、当時農林水産省が目論んでいた条件不利地域に対する直接支払い制度検討会の座長が、

京大農学部の祖田修教授であることを聞き及んだ県農業会議の花本美雄会長は、早速、祖田教授を鳥取に招聘し、有志が集まって所得補償政策の実現を陳情し、盛り沢山の課題を申し上げたことがあった。

祖田教授は、まず制度を発足させ段階的に改善していくもので、いきなりあれこれ求められても無理だと、たしなめられたのである。（制度は平成11年度から始められた）

今では、既に制度は発足したのであるから、これからは地域に合った制度となるよう検討を重ね、改善要望を出していくべきである。

新聞によると、滋賀県、福岡県では既に独自の環境支払い制度が始まっているようである。最近では、新潟県がモデル事業として、10ha程度の米作農家に年400～500万円の所得補償ラインを設けることと、中山間地活性化として農業生産法人などに新規就農した場合、最高500万円の所得保障を平成25年（2013年）まで実施し、効果を検討するようである。

また、高知県では園芸など他品目を軸に「こうち型集落営農」として、協業組織が中心となって地域ぐるみで取り組む農業形態を築くことが報道されている。

かつて、元林野庁長官で参議院議員であった入澤肇顧問（現帝京大学教授）から、現役時代に森林保全のためには若年層の確保が肝要と、新規参入者には年450万円の所得が得られる

よう制度を設立したという話を聞いたことがあるが、中山間地域に定住して水田および山林の管理を行っていくには、年400～500万円の所得補償ラインが保たなければならないと思われる。

③ 鳥取県の中山間地対策

鳥取県内の農地は、中山間地を含めて圃場整備の先進県であったが、整備後の営農についての共同化が進まず、そのうちに農家の高齢化が進み、次世代への引き継ぎが難しい地域が増えている。しかも、今後の国の施策では、助成対象となる経営面積と営農推進母体の確立という基準があるので、地域ごとの体制を整えなければならない。

最近では政界も農業の重要性を認識し、野党の民主党では米麦や大豆などの主要農産物を販売する農家への所得補償も含む、「農林漁業・農山漁村再生改革法案」を明らかにしており、これに触発されたように与党である自民党でも党の「食料戦略本部」が、政府に対し、食料自給率50%達成に向けて、国内生産を優先すべき米、大豆、小麦、野菜と飼料作物への直接支払いの充実や、国の財政的支援の大幅引き上げを求める提言案を公表している。

世界的にも食料が逼迫しているときであり、わが国政界の与野党とも農業支援ののろしを上げていることから、この支援が受けられるよう、中山間地域の営農体制は集落営農と法人化に

に向けて、条例が示すように関係者が協働で努力していくことが喫緊の課題である。

作家新田次郎さんの「アルプスの谷、アルプスの村」（新潮文庫）を読むと、スイスの山岳地帯の農業農村について書かれているが、

「スイスの美しさは作られた美しさ」

スイスは確かに自然の美に恵まれている。だが、美しさの背景となる森も村も教会もすべて人々によって作られたもので、何世代もの努力の積み重ねである。と書いてある。

わが国の中山間地も、まず、そこに住む人々が生き甲斐を感じ、先祖から受け継いだ田畠、山林を守っていくという気概が生まれなければならないし、周りの人々も国の支援が得られるよう温かい眼を向けて、せっかくの国の支援策を無為に見逃さないよう努力していくべきである。

司会者（富山 文好 会員）

ありがとうございました。皆様の熱っぽい議論で時間が大幅に超過してしまいました。司会進行のままで、寺谷寛会員、前田敏弘会員、北島英一会員にはご発言の時間が無くなり大変申し訳なく思っております。ご容赦下さい。また、本日は意見交換の時間がありませんでしたので、足りないところは次の懇親会の場で続けていただくことで、一応この場は終わりとします。

いずれにしましても、この中山間地域振興対策については、国民一人一人の問題として受けとめ、国全体で大きなうねりになることが重要と考えます。今後も当懇話会の中心課題としてお互いの認識を高めていきたいものです。

本日は熱心な議論を交わしていただいた学習会となりました。ありがとうございました。



以上

主　張

扱い手作りが急務

会員 田邊 皓三

将来にわたる食糧確保は政治領域の最重要事であり、経済成長を目指してより安価な食糧を輸入するのは経済である。世の中がすっかり経済優先になり、経済原則のグローバル化はモラルを欠き、マネーゲームを常態化して、クライシスパニック直前の事態を生じている。安全弁の派遣労働者制度の雇用契約解消では済まなくなつた。

足下を見ると、農林業の衰退に連れて中山間地には住む人がいなくなろうとしている。このままだと、団塊の世代が現場を去る10年後には、草深い、荒んだ、人の居ない、猪や狸が跳こする風景が普通になろう。それは自然復帰だと、一部の人々の心を癒し、郷愁を誘うかも知れぬが、少し大袈裟に言うと、延々と続いた民族の歴史の否定であり、民族の遺産の放棄である。

そうならないよう、将来の食糧確保のための、優良農地400万ha(水田200万ha)の存続を図らねばならない。農地の扱い手作りが急がれるのである。団塊の世代がいる中に彼等を農地に張り付けることである。このことは農家に共通した問題意識となっている。今年より「農地利用集積円滑化事業」

が実施されるから、この機を逃さず担い手作りに取りかからねばならない。それについて以下が留意点である。

(1) 末端の町段階にすっきりとした担い手作りの推進組織と担当者を設ける。そして、担い手の個別農家や生産法人を農地に張り付けるのであるが、現に担い手が居ない処は、担い手を農家や集落に求める働きかけをしなければならない。その働きかけをする人が肝心である。諸々経験豊富な、信頼される、熱意を以って事に当たる人材でないといけない。担当者は集落に出かけて農家の意見を聴くと大体の方向はできるだろう。そして、集落別・年次別に農地に担い手を張り付ける案を作ることである。虫食い状の張り付けではいけない。また、これは早々公開しないがよい。

これまで水田基盤整備事業を成し遂げた実績を生かさねばならない。その事業も当初は参加をしぶる向きが強かったが、次第にムードが醸され、実利が判るにつれて順番待ちになり、全域の完了をみた。あの時の手法を参考にすべきである。その一つが、農地への担い手の張り付けの動きを全地域に識らせて、あすこは張り付けができたとか、あすこは仲々困難らしいとか、どういう生産法人が生まれたとか、人々の話題にならねばならない。幸い、担い手つくりの必要性は煮詰まった課題であるからそれ程手間はかかるまい。早く話を持ち出さぬと、農家は農機の更新をするから、それが足枷になる恐れがある。

(2) 耕作面積と生産量に基づいた所得保障が要る。それはコスト低下の努力の及ばぬ程安価な食糧輸入の内外圧力が強まることが予想されるからである。国政選挙やWTOがらみで所得保障は期待されるが、EUのように明快な所得保障策が欲しいものだ。折角作った担い手を倒産させてはならないし、倒産のリスクの中で担い手は生まれない。

(3) 灌溉水路や農道の整備はインフラ整備とする。使用頻度の多いトラックやトラクターを除く農機や生産施設は半額以下になるよう補助し、同時にJAに賃借機能を負わせ、担い手のそれらの直接導入は避けることが望ましい。つまり、担い手の健全経営が狙いである。従来、大方の経営体が機械貧乏といわれる赤字経営は打開されるべきである。

私は農地信託事業を2件2期の12年実施したが、町からも農委からも格別協力は得られなかった。これからの担い手つくりの推進組織は広く関係者の結集を求めて、ムードを醸し、使命感を行きわたらせることが大切だと思う。町も農地利用増進事業にみるように担い手つくりに御座なりであってはならない。

(鳥取農政懇話会副会長、元日南町農協組合長)

附　記

このレポートを書く前に「私たちの地球は耐えられるか」と題した中央新書が出た。その表紙の帯に「今までのやり方では

この星はもたない」とあり、同感して新書を購入した。内容は様々なデータで地球の危機を指摘・警告し、低炭素社会を目指し、「物質的豊かさと生命の基盤としての自然の維持を調和させなければならない」というものである。そういう方向に変わらなければならない。優良農地の担い手つくりは将にその一つである。

主　張

進めよう農商工連携

会員　上田　弘美

農業の6次産業化

農林水産業は鳥取県の基幹産業であり、私たちにとって生命産業としてもっとも重要な産業と言える。鳥取県内には1次産業として、地域資源である農林水産物が豊富に生産されている。これらに付加価値をつけて、食品等の加工を行う2次産業を振興することが必要である。さらに、流通や観光としての3次産業があり、これらを総合して農業の6次産業化と言われている。しかしながら、農林漁業者が単独で総合産業化することは容易ではないのが現状である。

農工融合の可能性

農工融合の可能性については、全国小島塾主宰者である小島慶三先生は、著書である「文明としての農業」において述べておられる。スマールの思想で名をあげたシューマッハーの構想の中にも、すでに「農工両全」の社会があることも紹介しておられる。

「農工融合」すなわち農業と工業の融合については、小島慶三先生が埼玉県の美田地帯に生をうけられ、ご両親が織維関係

の特産物を製造しておられたので、子供時代から農業と工業のかかわりについて非常に強い関心をもっておられたとのことである。

工業も従来のような機械系、電子系オンリーの技術から生命系技術へと重点をシフトすることが不可欠であり、今後は工業もある意味では農業化せざるを得ないことが目に見えている。一方の農業においても、近代的な経営システムや新技術を積極的に取り入れようとなれば、当然、ある程度の工業化を実現しなければならないことを主張されている。小島慶三先生の農工融合の可能性についてのご提言は先見性があり、その慧眼には驚くばかりである。

農商工連携促進法の施行

国では平成20年7月21日に農商工等連携促進法が施行され、農林漁業者と商工業者が連携して事業を実施する場合に、国が事業を認定し、事業資金の貸付や債務保証、設備・機械の取得に対する税制等の各種支援をサポートすることとなった。鳥取県でも地域資源活用・農商工連携促進事業に着手している。

すなわち、従来のように農林漁業者だけ、あるいは商工業者だけでは開発生産することが困難であった商品・サービスを、両者が協力して新製品を開発することにより、市場で販売して利益をあげようとする取り組みである。

農商工連携による地域の活性化

最近では農林水産物の価格は下落し、鳥取県の農産物の産出額をみても年々減少しており、平成18年には685億円にまで低下してきている。これらの農産物の市場出荷のみでは、所得の増加は困難である。

また、県内の商工業者は、最近の不況にさらされ、経営の悪化が懸念されているところである。いまこそ、両者が知恵を出し合って、農商工連携をいっそう推進することが大切である。

すでに鳥取県では「打って出る鳥取県産業」、「食のみやこ鳥取県」の実現を目指し、県内産業の高付加価値化や地域の企業活動の活性化について先導的に推進しているところである。今後とも農商工連携について、強力に推進していただくよう切望する。このことにより、不況にあえいでいる鳥取県の農林水産業や商工業の複合的・相乗的な産業化が推進されることを期待している。

(元鳥取県農業試験場長)

主　張

野菜の食育メッセージ

会員 川上 一郎

① 「ネギの巻」　主役級の存在感

「鴨が葱を背負ってくる！」

鴨鍋にネギを入れると鴨のくさみが消されておいしく食べられるため、好都合なことのたとえとして語り伝えられてきました。ネギは薬味などの脇役のようでいながら、煮たり焼いたりすると甘みがあり、すき焼き、鍋物、焼き鳥などの料理の具材でも主役級の存在感を発揮しています。

古来、ネギのにおいは汚れをはらうとして、神々に供え、縁起のよいものとして扱われてきました。みこし御輿の飾りにつけられた擬宝珠は「ねぎ坊主」とも呼ばれるネギの花球をかたどったもので、橋や縁側の欄干飾りのルーツもこの「ねぎ坊主」にありますといわれています。

ネギには大きく分けると、土寄せをし、軟白処理した葉鞘部を食べる「根深ネギ（白ネギ）」と、葉の部分を食べる「葉ネギ（青ネギ）」があります。おもに白ネギは関東で、葉ネギは関西で食べられてきました。最近はどちらも全国で手に入るようになりましたが、人々の食の嗜好は地域の風土の影響を強く受けています。関東の白ネギは、冬季の冷たい空風からネギを守る

ため、豊かな土壌層を生かし、土寄せしたのが始まりといわれています。

青ネギ文化の色濃い西日本にあって、随一の白ネギ産地を誇るのが鳥取県。米子市から境港市にかけて連なる弓が浜半島で栽培が盛んですが、ここでも土寄せが容易な砂地の性質を利用しています。土寄せは、4回ほどに分けて行いますが、かまぼこ状に積み上げられたネギの畝は、砂の芸術品のように美しくみごとです。「ネギのうねは、風雨にさらされても、なぜ崩れない?」、こんな疑問が話題になるほどでした。この謎も、最近になってようやく鳥取砂丘・砂の美術館の「砂像」によって実証されています。ネギのうねは、あるいは砂像の発祥の地であったのかもしれません。

ネギは栽培上、夏の高温期は生育が悪くなり、冬には雪の重みで葉が折れてしまうという点が問題でした。そこで夏場は、中山間地の涼しい気候を活かした夏ネギを栽培し、平坦地の秋冬ネギとのリレーによる周年出荷を可能とし、また冬場は、雪の降る時期に「寒掘り」すると甘みが増す性質を生かして、「雪割りネギ」なる商品を生み出しています。

葉ネギには、同じネギの品種でも栽培方法が違うだけでさまざまな種類があります。なかでも、薬味用として重宝される細くて軟らかい細ネギは、とても人気があります。

鳥取県東部の伝統的野菜のカレギも小ネギの仲間の一種。カレギは、本葉三葉前後のとき、20～30日ごとに2、3回刈

り取る野菜で、「刈りネギ」がなまってこの名がつけられました。

日本海沖で取れるアゴ（トビウオ）の漁獲期にあたる5～7月にアゴといっしょによく食べられていましたが、今では年じゅうなくてはならない逸品となっています。

このように、ネギは、まわりの人々や恵まれた環境に支えられながら、生産や料理の領域の幅を広げています。

② 「スイカの巻」 夏の果物の王様

「夏の果物といえばスイカ！」

そのように感じている方も多いのではないでしょうか。大きさといい、甘みといい、まさに王様と呼ぶにふさわしい貫禄があります。縁側でスイカの種子を飛ばしながら家族そろって食べる風景や海水浴場でのスイカ割りなどは、「家族団らんの象徴」「日本の夏の風物詩」として親しまれてきました。

スイカの名の由来は、中国では西方にあたる原産地の熱帯アフリカから伝わった「ウリ」だから西瓜（シーケア）と呼ばれ、それがそのまま日本に伝えられ、なまって「スイカ」になったといわれています。ほとんど雨の降らない砂漠生まれのスイカが、雨の多い日本で夏の果物として定着するまでには、スイカ本来の味わいを引き出す技術改良やスイカと人々の暮らしとのかかわりを見逃すことができません。

スイカは水分を多く含むことから、英語で「ウォーターメロン（水のメロン）」と呼ばれていますが、果汁には、体に吸収し

やすいブドウ糖やカリウム、マグネシウムなどのミネラル成分がほどよく含まれ、いわば、天然のスポーツドリンクです。だから、中近東などの砂漠では古くから夏の飲料代わりに利用されてきたという話も、東京オリンピックのマラソンで金メダルを取ったエチオピアのアベベ選手がマラソンのレース中に特製のスイカジュースを飲んでいたという逸話も納得できます。

今から40年ほど前、鳥取県の旧国府町（現鳥取市）で家庭菜園の実態を調べたときのことですが、どの家庭でもスイカを特別に栽培していることがわかりました。畠の日当たりや土壤条件、便利さなどの面で最上の場所に、広い面積があてがわれていたのです。肥料も油粕や魚粉などが惜しみなく使われます。さらに、スイカだけは一家の主が管理するという特権ぶりです。

また、いちばん難しいとされた技術は、蔓ばかり生育して結実が不良となる「蔓ぼけ」対策でした。いかにして、砂漠生まれのスイカに適した環境に近づけるかということが重要だったのです。現在は、ビニールハウスなどの普及によって、温度も水分もコントロールが可能となり、梅雨の季節でも極めて高品質のものができるようになりました。

日ごろの生活のなかでも、スイカならではの魅力が光ります。熟度の見分け方や甘さが均等になる切り方、薬効、風呂敷文化などです。スイカをポンポンとたたいて音で熟度や空洞を見分けるやり方はいかにも素朴な方法ですが、その精度は高く、今もなお用いられています。また、糖度が高い果肉の中心部をみ

んなにいきわたるように考え出された切り方も、みごとなものです。また、利尿を促進し、腎臓の機能を助けたり、あせもを防ぐなど、夏の妙薬としても子どもからお年寄りまで愛用されていました。

風呂敷の基本の使い方として、丸いものを包む方法は「スイカ包み」と呼ばれます。これもまた、スイカが暮らしに根づいたからとも言えましょう。

このようにスイカは、果物の王様たる魅力をもっています。いつの時代になっても日本の夏の果物として、愛されつづけてほしいものです。

③ 「トウガラシの巻」 伝家の宝刀

日本人になじみのあるトウガラシ「鷹の爪」も、辛みのないピーマンも同じトウガラシの仲間です。いったい、トウガラシの甘み・辛みには、どんな秘密があるのでしょうか。

トウガラシの辛みは、種や内壁の部分に多く含まれており、種を動物の食害や病菌から守っています。また、果実が赤くなるのは動物たちに食べられて種を運ぶためですが、辛くするなんて不思議なことです。これは、トウガラシが種を食べて運んでもらうパートナーとして鳥を選んでいるからなのではと考えられています。鳥には辛さを感じる味覚がないので、辛いトウガラシを平気で食べることができるだけでなく、行動範囲が広い点や消化管が短いので種が消化されずに体内を通り抜ける点

など、都合のよい面が多くあるからです。

それでは、あの飛び上がるほどの辛みに、なぜ人は魅了されるのでしょうか。じつはこの辛み、舌で感じ取る「味覚」ではなく、神経を刺激する「痛覚」で感じているのです。辛みがホットな感覚に変わるという個性は、チゲやカレーなど各国料理の決め手となっています。

もともとトウガラシの仲間はすべて辛みをもつ植物であり、そのなかから辛みをなくそうと改良され、さまざまな種類が生まれてきました。辛みのないものでは、果実の尻が獅子頭のような形のものが多く、大型のものでは、ピーマン、パプリカ、小型のものにはシットウがあります。

このシットウに、ときに辛いものが交ざっていることがあります。その原因は、乾燥による水分ストレスや交配不良で種が少ないなどといった苦境を生き抜くため、「辛み」という伝家の宝刀を抜いているからなのです。そういうわけで、トウガラシから辛みを完全に取り除くことは容易なことではありません。

しかしながら、古くから伝わる京都の万願寺トウガラシや鳥取の甘長トウガラシなどは、辛みが現れることはほとんどありません。今なお、皮が薄くて肉質も軟らかく、焼いて食べると絶品の味で根強い人気を誇っているのも、先人たちの長年にわたる丹念な系統選抜のたまものなのです。

さて、トウガラシの甘さ辛さがもたらした食の革命も立派ですが、実の中身が空っぽな生き方もみごとです。それは、果実

の中は空洞であっても、種子だけはぎっしり詰め、余分なものを減らした結果なのです。また、トウガラシは果実と茎葉のどちらも食べられるという重宝さを身に付けていて、とても魅力的です。

トウガラシの個性豊かなエピソードの数々を思い起こすだけでも、また、赤、黄、緑と豊かな色合いを見るだけでも、不思議と元気とやる気をわたしたちに与えてくれます。

(県農業会議会長、JA 県食農教育支援センター理事長、(前農協中央会専務理事))

主　張

健康と果物

会員 井上 耕介

日本は四季に恵まれ、季節ごとにさまざまな食べ物がある。果物も寒冷地のリンゴ地帯から温暖なミカン地帯、その中間にナシ、カキ、ブドウ、モモなどいろいろある。食料不足であった昭和20年代にも、「りんごの唄」がヒットし、「みかんの花咲く丘」を愛唱した。果物は古くから水菓子と呼ばれ親しまれてきた。

ところが、豊かになった食生活にもかかわらず、日本人の果物摂取量は停滞したままである。国民一人一日当たり108グラムで、温州ミカン1個の量だ。

国連食糧農業機関の統計によると、日本人の果物摂取量は先進国の中では最低クラス。アメリカを100とすると日本は46である。イギリスは114、フランスは156、イタリアは194である。

アメリカでは増え続けるがん死亡に対応するため、がんの発症原因を検証し、食事や喫煙との因果関係を明らかにした。

早速、1991年から食生活を変える運動を始めた。「果物と野菜を一日5サービング食べよう」という「5・A DAY(ファイブ・ア・デイ)」運動である。1サービングはバナナなら1

本、オレンジなら 1 個（100 グラム程度）、果物や野菜ジュースなら 4 分の 3 カップ程度である。

この運動を始めてからがんの発症率、死亡率ともに減少してきており、がんの特効薬の開発以上に、最も優れたがん撲滅施策だと評価が高い。

さらに 2005 年からは、がんだけでなく広く生活習慣病の予防効果も加え、1 日当たり 5 ~ 13 サービングの果物と野菜を食べる運動を展開している。

この運動は諸外国にも広まっており、カナダでは「5 ~ 10 · A DAY」、フランスでは「多くの種類の果物と野菜を 5 ~ 10 ポーション（400 ~ 800 グラム）」運動が展開されている。

日本においては、野菜摂取の重要なことは啓発されていたが、果物は嗜好品として考えられ、健康に対する影響についてはあまり検討されてこなかった。2000 年 3 月に決定された「食生活指針（文部省、厚生省、農林水産省）」に「たっぷりの野菜と毎日の果物でビタミン、ミネラル、食物纖維をとりましょう」と、初めて「果物」が書き込まれた。

これを受けて「毎日くだもの 200 グラム運動」が 2001 年から始まった。現状は、果物に対する評価は高まっているものの、果物摂取量は目標の 55 % 前後で横ばいのままである。

なぜ果物の摂取量が増えないのかを探るため、「果物消費アンケート」（財・中央果実基金協会）がとられた。20 代から

70代の2, 482人から回答があった。

健康に良い・ビタミン補給に良い・美容に良いなどと評価する一方で、太りやすい・糖尿病の患者は食べてはいけない、といった誤解があることが判明した。

日本人の健康増進のために「毎日くだもの200グラム運動」を推進してきたが、日本人の果物に対する水菓子・嗜好品という「甘み」から来る大きな誤解により、進展していない。早くこの誤解を解き、「食事時にはしっかり野菜、デザートやおやつ時にはたっぷり果物」で、健康で楽しい食生活を実現したいものだ。

(鳥取二十世紀梨記念館長、元県園芸試験場長)

主　張

ビジネスチャンスとしての農業を考える

会員 太田 義教

はじめに

最近ビジネスチャンスの視点で農業への参入について意見を
求められることが多くなった。

米国のサブプライムローン問題から始まった金融危機は、瞬
く間に世界に波及、さらにこれが実体経済に及んで、比較的影
響が軽いだろうといわれたわが国にとっても、内需が振るわず、
輸出不振、円高による企業収益の悪化、それによる雇用不安や
賃金低下、加えて政治不信と、更なる景気悪化が懸念され、先
行き不透明感が払拭できないのはご案内の通りである。

一方、米国輸入の牛肉に端を発したBSE問題、中国製ギョ
ーザ問題、国内に於いても食品偽装事件等々「食の安全」に
対する国民の信頼が揺らいでいる。

更に原油やバイオエネルギー資源としての穀物等の高騰に加
え、途上国の経済発展は、中・長期的に見て世界的な食料需給
の逼迫を余儀なくしている。

こうした結果、わが国は先進国一の食品輸入大国で、食料自
給率の低さが浮き彫りになり、食糧安保問題が大きくクローズ
アップされてきた。

加えて最近では、環境政策としての農業、そして過去話題にさえならなかつた派遣労働、ワークシェアリング等の言葉が毎日のように登場、雇用対策としての農業の見直しも急浮上してきた。

マクロ的視点で見るとビジネスチャンス

今まさに、食料の国内需要に応える国内供給力をいかに高めるかが形振り構わぬ要請となっており、要因として次のような背景が挙げられる。

- ① 食料の需要量は世界的に増加し確実に供給力が足りなくなる。
- ② 高齢化による農村基盤の弱体化、耕作放棄地約30万ヘクタール
- ③ 国産品の価格競争力弱く、国内自給率が極端に低い。
- ④ これからの中食の安全性維持はグローバルスタンダード
- ⑤ 農地法、米政策の見直し等農政の大転換によって、担い手・法人化・企業の参入緩和

ミクロ的には一筋縄ではない

わが国の農業は、最も難しい産業だといわれながら、高度成長期の過程で次第に魅力を失い、農業構造も大きく変貌してしまった。

こうした中でいざ取り組もうとすれば、次のような要因から

ビジネスとしての立上げはそう簡単ではないと思われる。

- ① 農業は自然が相手、循環が基本で息の長い産業
- ② 農家の少子・高齢化と農家所得の低生産性
- ③ 農家構造の変貌と集落機能の劣化
- ④ 米作中心農政と生産調整
- ⑤ 耕作放棄地の増加と集積困難
- ⑥ 農地制度がもたらす制約と容易でない農地の確保
- ⑦ 兼業志向強く生産・販売への創造力乏しい

これからの農政

わが国の農業は、何としても国内供給力のアップ（国内自給率アップ）を目指しており、従来の伝統的な米中心の農政が抜本的に見直され具体的には次のような課題を中心に推進されるものと思われる。

- ① 農地の集積と有効利用
- ② 大規模土地利用型農家（担い手）の育成
- ③ 集落営農の推進
- ④ 農業の法人化・企業の農業参入条件緩和
- ⑤ 農業の生産性アップと農家所得の向上
- ⑥ 農村の活性化と農業への就業支援

農業ビジネスへの切り口

まず土地利用型では大規模化志向型、中小規模志向型、田園

生活志向型に分け、市場型としては流通・観光について課題を挙げてみたい。

1 大規模化志向型・・・ビジネスチャンス大

- ① 収益率重視の経営体組織志向
　　担い手育成・規模拡大型集落営農・法人化・法人参入緩和
- ② 生産基盤としての農地の集約と有効利用
　　農地法の改正・米政策の転換
- ③ IT化と技術改革（生産・販売・経営）
- ④ 農政・JA支援事業の活用
　　補助・助成・金融
- ⑤ 人材の確保と育成
- ⑥ 生産政策以上に流通（販売）政策に目を向ける。

2 中小規模志向型・・・脱サラ・ロマン派・スロー人生

- ① 家族的経営で必要利益確保（高収益率生産指向）
- ② 生産・販売・管理で効率化追求
- ③ 経営理念はアンチ農協・無借金経営
- ④ 兼業農業

3 田園生活志向型・・・収益より安心、癒し、くつろぎ、楽し み

- ① コミュニティ重視、域外交流のある集落営農
- ② 市街地周辺、生活利便性、環境重視

③ 市民農園

④ 兼業農業

4 流通・観光・・・農林水産業関連ビジネスは切り口豊富

① 地産地消、道の駅、名産品、ブランド化、ネット販売

② 観光・旅・グリーンツーリズム

むらおこし・まちおこし、農家民宿、観光農園、交流農園

③ マリンレジャー

ジオパーク、国定公園、マリンスポーツ、つり、臨海学校

以上、農業をビジネスチャンスと捉え私なりに整理してみたが、農業は自然が相手、四季を共生、息の長い辛抱強い付き合いが必要で、伝統文化とともに歴史を刻んできたことはいうまでも無い。

農業にはロマンが満ち溢れしており、ロマンを持って、しかも辛抱を覚悟せずして農業に取り組む資格はないと思う。

(株ふるさと鹿野取締役)

鳥取農政懇話会情報

熱のこもった中山間地域振興対策についての語らい

— 平成 20 年度第 3 回学習会 —

早春の肌寒い日、鳥取市の対翠閣に会員 13 名が集まって、「中山間地域振興対策」について意見交換会が行われた。

学習会日程

1、日 時 平成 21 年 3 月 13 日（金）

2、場 所 鳥取市富安 1-84 「対翠閣」

TEL 0857-24-8471

3、行 事 学習会 17:30 ~ 18:45

懇親会 19:00 ~ 21:00

学習会に先立って、北浦会長が今回の学習会を会員の語らいの場とした経緯を話され、次いで富山文好会員の司会によって「中山間地域振興対策について」の話し合いが始まりましたが、会員の熱のこもった語らいはとどまることを知らず大幅な時間超過となって、懇親会の場まで持ち込まれたのです。

しかし、この中山間地域問題は、一回で簡単に片付くものではないので、これからも機会を捉えて話し合わなければということが、参加者の方々の意見でした。

なお、今回の学習会会場は久しぶりに東部の鳥取市で計画しましたが、交通の便等のこともあり参加者が少ないようでしたので、次回は中部地区でと思っております。



懇親会

田邊副会長の乾杯の音頭で懇親会に入る。



以上

(農政懇話会編集委員)

談話室

再び、いまこそ農を語るとき

会員 北浦 勉

戦後の日本は立國の方針が産業化の推進であった。農業に関心を持つ我々が、農業の果たしている多面的役割を話題にするようになった頃は、日本は世界第二の経済大国となり世界中に工業製品を輸出し、それが原因で通商摩擦が発生している。アメリカをはじめ諸外国からは、日本はもっと農産物を輸入すべきだという要求が起り、これに迎合するかのように、国内でも財界は、輸出を続けるためにも農産物をもっと輸入すべきだと主張していたのである。

その主な論点は、日本の農産物は高すぎる。農業は劣勢産業なのだから早々に整理させて安樂死させ、農業も石炭・アルミ同様に国際分業にゆだねればよい。その線にそった市場開放こそが経済大国日本の責任であるという主張であった。

この農業叩き論に対し、小島慶三先生は国際分業が安易に語られているが、農業はただ単に商品としての食料を生産しているのではない。それは自然環境システムと社会経済システムをつなぐ人間文明の根源としての営みである。

高い光合成による豊かな森林と河川、この間に連なる水田、この絶妙な水と緑と土のサイクルこそ国土保全の他国に類を見

ない優れたシステムではないか。農業なくしてこの維持は不可能であろう。

その農業が滅多打ちにあうのは、経済的合理性のためである。農業はフローではなくストックだと反論されたのである。これを受けた鳥取農政懇話会は意を強くして、「いまこそ農を語るとき」の中で、島国日本における水田の果たしている役割を述べ、財界筋の国際分業論の非を説いたのであるが、それは犬の遠吠えに過ぎなかった。

その後、アメリカに端を発した世界的な食料争奪、金融危機は市場原理が支配してきたグローバル経済の破綻であり、食や農をめぐる世界の状況は変わった。日本にとっては、食料や資源を海外に依存する存立基盤を根本から揺さぶられ、国際分業に寄りかかって半世紀以上の経験を得て人々は国家を支えてきた「金融と貿易」というメッキがはがれ、国の脆弱な成り立ちがあらわになったことで、切実に「自給と自立」の意味を考える農業の時代への転換となってきたのである。

敗戦後の立国の方針を産業化とし、そのために「食」を安樂死させた国が「食」をよみがえらせることができるかどうか。そこで、再び、いまこそ農を語るときにならねばならないかも知れない。足元をよく見詰めてみなければならぬことである。

まず、食料の外国依存から食料自給率は40%（カロリーベース）に下がり、一次産業への就農者の65歳以上の高齢者は6割を超えているという悪条件のもとで食料自給率を引き上げ

なければならない。その目標数値は食料自給率は 50% が目標と言うならば、当座はそれでもよいが、イギリス並の 70% くらいは必要であろうし、労働力の高齢化対策として農業生産法人化が図られなければならないだろう。

この指導的な役割は農協が果せるようにならなければならぬし、食の分野も競争力ある食材作りということになると技術力が必要であるから、産業化で蓄積した先端的な技術を生かして行ける組織力のあるところは農協ではなかろうか。また、広範囲にわたる農業は地域によって農地条件が異なっているから、平地の態勢、中山間地での態勢が必要で、のことでも農協を頼りにしなければならない。

中央政界では選挙を控え、各党とも農政公約に目を尖らせているときでもあり、農業界にとっても大改革が出来るチャンスである。過去の産業化を否定するのではなく、産業化で蓄積した技術を生かして「農」「食」をよみがえらせる挑戦をし、食料、エネルギーと資源の他力本願という固定観念は取り除くよう努力していくべきである。

食料問題に関する書物によれば、1950 年に 25 億人だった世界の人口は、2000 年には 60 億人を突破した。「緑の革命」の発祥地であるフィリピンの国際稲作研究所は、地球が養える人口を 83 億人としている。人口が 80 億人を突破するのは 30 年と言われている。

小島慶三先生は「農に還る時代」で、日本は日本民族の宝で

ある水田と農業のシステムを守り続けるべきだ。それこそが、日本の国土保全と食料の安定供給に通ずる。それこそが、何ものにも替えがたい世界貢献だと主張されている。

これから的人口問題を考えるとき、日本農政の抜本的転換で、食料自給率および自給力の引き上げを急ぐべき時と思うのである。

(鳥取農政懇話会会長)

平成21年6月12日記